



3月11日を**とちぎ防災の日**と決めました。

地震や竜巻などの自然災害は、いつ、どこで起きるか分かりません。しかし、**事前の備えがあれば、被害を減らすことが可能です。**

大切な家族や地域を守るために、積極的に防災対策を進めていきましょう!

防災意識チェックリスト[一例]

◎全てにチェックができるよう、普段から取り組みましょう!

(県民のみなさま)

- 災害時の家族の連絡方法や集合する場所など、普段から家族と話をしている。
- 最低3日分の水や食料の備蓄を行い、定期的に消費期限を点検している。
- 救急箱や消火器、ラジオ、懐中電灯、乾電池などを備えている。
- 避難時の持ち出し品は、持ち出しやすい場所で保管している。
- 本棚、タンス、冷蔵庫などを、倒れないように固定(転倒防止)している。
- 階段や廊下、玄関に、避難の妨げになりそうな物を置いていない。
- 最寄りの避難場所と経路を確認したことがある。
- 河川や崖、ため池など、家の周りの危険箇所を把握している。
- 自主防災組織や消防団に参加(結成)している。
- 地域の防災活動(訓練)などに参加している。
- ケガの応急措置の仕方を知っている。

(事業者のみなさま)

- 災害発生後速やかに避難するため、避難場所や経路を従業員等へ周知している。
- 水や食料、毛布の備蓄など、従業員や来所者等の帰宅困難者対策を進めている。
- 救急箱や消火器、ブルーシート、工具セット、手袋、発電機などを備えている。
- 所有(使用)する建物の耐震補強をしている。
- 非常口前などに、避難の妨げになりそうな物を置いていない。
- 地域の防災活動(訓練)などに参加している。

災害に強いとちぎづくり条例について、お問い合わせ先は、

栃木県県民生活部消防防災課

TEL 028-623-2136 FAX 028-623-2146
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c02/jyoureikekka.html>
栃木県HP(災害に強いとちぎづくり条例のページ)



平成26年4月1日施行 災害に強い とちぎづくり条例



この条例の制定をきっかけとして、**災害に強いとちぎづくり**に向けて、これまで以上に地域の住民、学校、企業等が一体となり、連携協力し、オールとちぎで取り組みましょう。

栃木県



内容を教えてほしいまる〜。

栃木県を災害から守っていくため、必要な4つの考え(基本理念)をまとめたのじゃ。大切なことは、みんなが、それぞれ役割を持っているということをよく理解して、協力して行動することなんじゃ。もちろん、とちまるくんにも役割があるんじゃぞ。



僕にも役割があるまるね〜。
がんばるまる〜。

基本理念

じ じょ
自助

きょう じょ
共助

ご じょ
互助

こう じょ
公助



具体的な取り組み

自助:「自らの安全を自ら守る」

<災害への備え>

- 水や食料を備蓄し、リュックなどに詰めておきましょう。
- 自宅の耐震化や家具の転倒防止対策等に取り組みましょう。
- 最寄の避難場所と経路を確認しておきましょう。

<災害時>

- 自身の安全を確保し、ラジオなどから情報を集めましょう。



互助:「地域の住民が互いに助け合う」

<災害への備え>

- 日頃から近所どうしのコミュニケーションを深めましょう。
- 地域の防災活動(訓練)に参加しましょう。
- 災害時に支援が必要な人を把握しておきましょう。

<災害時>

- 近所で声を掛け合い、救助や消火活動に協力しましょう。



共助:「事業者や地域に関わる人々が連携し助け合う」

<災害への備え>

- 従業員や来所者などに、避難場所や経路を周知しましょう。
- 施設の耐震化や備蓄、帰宅困難者対策に取り組みましょう。
- 地域と連携して、防災活動(訓練)に取り組みましょう。

<災害時>

- 早期に事業を再開し、災害対応や復旧に貢献しましょう。



公助:「公的機関が援助を行う」

<災害への備え>

- 道路や河川の整備など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 防災組織の結成等の支援や、防災意識の向上に努めます。
- 事業者と連携して、災害時に必要な物資の備蓄に努めます。

<災害時>

- 災害情報を周知し、避難所の開設や人命救助等を行います。

